

民法（債権法）改正から4年を踏まえて

法友全期会は、東京弁護士会内の一派である法友会の会員のうち、弁護士登録15年目までの若手弁護士で構成される団体であり、現在約1,300名が所属しています。

法友全期会では、研修活動として様々なことを行っております。その中でも出版活動は、我々の知識の研鑽としての側面はもちろんのこと、知識の共有という側面もあることから重要な社会活動の1つとして位置づけており、これまで積極的に、多数の分野に関して取り組んでまいりました。

不動産は人の生活の基礎となるばかりでなく、経済活動の基礎となる重要な資産であるがゆえに、一般市民にとっても法曹実務家にとっても、日常的に接する機会が多いのが、不動産売買や賃貸借契約だと思います。だからこそ、契約するときには慎重になされるべきものでもあります。例えば、これまでにどのような契約上のトラブルがあったのか、どのようなトラブルに関する裁判例があるのか、契約する際にどのような点について注意すべきなのかといった事項について把握することが、紛争の予防または解決のために重要だと言えるでしょう。

本書は、2018（平成30）年に上梓した『改正民法 不動産売買・賃貸借契約とモデル書式』がおかげ様で好評を博し、2020（令和2）年にはその後の情報を盛り込んだ改訂版を出版していたところ、この度、民法（債権法）改正から4年を経て、さらに全面的に改訂した3訂版を発行することとなったものです。

本書の編集者や執筆者は、いずれも弁護士として第一線で活躍している会員です。そして、本書の内容は、法曹実務家のみならず、不動産取引に携わる一般市民の皆様にもわかりやすく解説することを目指した内容となっております。また、実践的に利用できるよう、モデル契約書な

ども掲載しておりますので、実務に大変役立つ内容になっています。

これからの激動の時代においても、不動産売買や不動産賃貸といった不動産取引の重要性は変わらないどころか、ますますその重みが増していくものと思います。本書が、不動産取引に関わる皆様にとって、紛争の予防や解決の一助となり、幅広く活用されることを願ってやみません。

2022（令和4）年12月

令和4年度法友全期会 代表幹事 弁護士 鶴澤亜紀子

はしがき

法友全期会は、1963（昭和38）年の創設以来、社会に向かって積極的に提言を行うとともに、当番弁護士制度の実現に向けて先進的な役割を果たし、都内一斉法律相談活動、法教育をいち早く実現するなど、後に弁護士会の活動や司法インフラの一環として制度化された多くの新しい枠組みに果敢に挑戦してきました。また、法律書の出版も積極的に行っており、本年度も法友全期会内の業務委員会が中心となって複数の書籍を出版する予定が進行しております。

法友全期会は、これまで債権法改正に関して民法の運用の現場に身を置く若手弁護士の立場から、パブリックコメントでの意見表明（その一部は、学者の論文に引用されたものもあります。水野譲「債務不履行と不法行為の帰責構造－債権法改正の経緯に着目して」安永正昭・鎌田薫・能見喜久監修『債権法改正と民法学Ⅱ』（商事法務、2018（平成30）年）20頁）、研究、勉強会・講演会（他の弁護士会において開催したものを含む。）の実施など、積極的な活動を実施し、国民にとって分かりやすくまた実務家として適切に運用できる債権法改正のあり方を研究してきました。そして、これまでも債権法改正について多数の書籍を発表してきました。これらの研鑽の成果を生かして、2018（平成30）年1月、日本法令より不動産取引を改正債権法の視角から分析した本書の前著となる初版を出版し、その後、2018（平成30）年3月に債権法の立案担当者による『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018（平成30）年）が出版されるなどしたため、その改訂版を出版したところ、初版が2刷、改訂版が3刷と好調な販売実績となりました。

今般、前著を実質的に全面改訂した3訂版として本書を発行することになりました。前著はいわゆる「改正本」であったため、旧法との比較に重点を置いていましたが、本書は旧法との比較については必要な箇所

を残すにとどめ、前著の時点では明確にできなかった箇所やその後の裁判例に基づく記載を加筆いたしました。

本書は、前著同様、債権法に精通した法友全期会会員の編集者及び執筆者の多大な尽力を得て進めました。熱心な研究と検討を重ね、執筆ととりまとめに取り組んでいただきました各編集者・執筆者には心からの敬意と感謝の意を表します。

最後に、本書出版に際して多大なご尽力をいただきました株式会社日本法令の伊藤隆治氏にあらためて厚く御礼申し上げる次第です。

2022（令和4）年12月

令和4年度法友全期会 業務委員会委員長 弁護士 大栗悟史

序章 総論

- ① 改正の目的・経緯、改正後の現行民法の特徴 10
- ② 任意法規と平成29年民法改正（いわゆる債権法改正） 12

第I章 売 買

- ① 売買契約総論** 16
 - ① 売主の義務 16
 - ② 手 付 21
 - ③ 錯誤概説 25
 - ④ 錯誤により取り消す通知 30
 - ⑤ 表明保証条項がある場合の錯誤の取扱い、暴排条項との関係 32
 - ⑥ 売買の原状回復義務の範囲 37
- ② 債務不履行に基づく損害賠償** 39
 - ① 債務不履行責任の条項例 39
 - ② 帰責事由のリスクをどのように分担するか 44
 - ③ 416条の内容 49
 - ④ 法定利率で利息を支払う場合の通知 51
 - ⑤ 賠償額の予定の条項 56
- ③ 解除・危険負担・受領遅滞** 61
 - ① 契約の解除 61
 - ② 催告解除 68
 - ③ 無催告解除 73
 - ④ 危険負担 78
 - ⑤ 受領遅滞 88

④ 売主の契約内容不適合責任	91
① 契約内容に適合しないことの例	91
② 売主の担保責任	98
③ 土壌汚染に関する条項の必要性	104
④ 表明保証条項との関係	107
⑤ 期間制限（566条）の条項例	114
⑥ 消滅時効の改正の一般的説明	120
⑦ 追完請求権の期間制限と消滅時効の関係	125
⑧ 契約内容不適合責任を追及する際の通知	128
⑨ 買主の追完請求権	130
⑩ 代金減額請求権	135
⑪ 契約内容不適合を理由とする責任を免除する特約	141
土地建物売買契約書〔例〕	143

第Ⅱ章 賃貸借

① 賃貸借契約総論	152
① 賃貸借の存続期間	152
② 敷金	155
③ 賃貸人の地位の移転による敷金の承継	159
② 保証	162
① 賃貸借の保証	162
② 契約が更新される際の保証人対応の例	166
③ 期限の利益を喪失した場合の通知	168
④ 情報提供義務	170
③ 賃料債権の譲渡等	174
① 賃料債権を譲渡する意味	174

②	譲渡制限特約の条項	178
③	債権譲渡通知	181
④	債権譲渡の履行拒絶通知	183
⑤	デッドロック回避通知	185
⑥	供託請求権の通知	187
⑦	併存的債務引受	190
⑧	免責的債務引受	192
④	賃料債権の管理	194
①	消滅時効（不動産賃貸借関係）	194
②	多数当事者の債権関係の相対効	199
⑤	賃貸借契約の終了	203
①	契約の解除	203
②	賃借人の原状回復義務	208
③	賃借物の全部滅失等による契約終了	210
⑥	定型約款	213
①	定型約款の一般論	213
②	定型約款の表示と開示請求	218
③	定型約款変更時の周知の例	222
⑦	その他	225
①	賃借人による妨害排除等	225
②	原状回復義務の特約条項	230
③	転貸借の効果	235
④	賃貸人たる地位の移転の通知	238
⑤	賃料の当然減額の条項例	243
⑥	サブリース	247
	建物質貸借契約書〔例〕	249

◆ 凡 例 ◆

●判例の表記は次の例によるほか、一般の慣例による。

最大判（決）昭和63年1月1日

＝最高裁判所昭和63年1月1日大法院判決（決定）

最判（決）最高裁判所第一小法院判決（決定）

*最二小判（決）、最三小判（決）も同様の例による。

高判（決）高等裁判所判決（決定）

地判（決）地方裁判所判決（決定）

●略 語

(1) 判例集・雑誌等

民集 最高裁判所民事判例集

裁判集〔民〕 最高裁判所裁判集〔民事〕

判時 判例時報（判例時報社）

判タ 判例タイムス（判例タイムズ社）

金法 金融法務事情（きんざい）

金判 金融・商事判例（経済法令研究会）

一問一答 一問一答 民法（債権関係）改正（商事法務、2018年）

(2) 法 令

憲法 日本国憲法

民法、現行民法 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）、民法の規定のうち、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）によって改正されなかったもの

旧民法 2020年3月31日まで施行されていた民法の規定のうち、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により改正されたもの

整備法 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）

序 章

總 論

① 改正の目的・経緯、改正後の 現行民法の特徴



1 現行民法の成立・公布

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律が国会において可決成立し、平成29年6月2日に公布されました（平成29年法律第44号）。また、これと併せて民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立・公布され、一部を除き、令和2年4月1日に施行されました。

2 改正の目的

今回の改正の目的は、法制審議会に対する法務大臣の諮問によれば、施行後100年を超える旧民法について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする観点から国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行うことにありました。

そこで、法制審議会は、この諮問をうけて、民法第3編債権編のうち契約に関する規定を中心としつつ、必要に応じ総則等の規定も対象としながら、平成21年11月から約6年半、99回にわたる法制審議会部会、18回の分科会における議論と2回のパブリックコメント手続を経て検討を加えた要綱を答申し、国会審議を経て、現行民法成立に至ったものです。

3 現行民法の特徴

現行民法においては、上記の改正目的を実現するため、①同法制定後の社会・経済の変化に対応するための制度新設、変更及び整備や、②国民一般に分かりやすいものとする観点からの判例法理や基本的な法律

原則の明文化が図られています。

基本的には、社会情勢の変化に即した規律・判例法理の明白な変更がなされた箇所のほかは、旧民法下の実務から大幅な変化をもたらすことまでは想定されていないようです。もっとも、上記の②については、旧民法における実務を変更することは企図されていないとされていますが、現行民法の運用によっては、旧民法下における解釈と異なる状況となることもありえないわけではないように思われます。実際にも、これまで出版されている学者の方の本等では、積極的に解釈に関する議論がなされています。その内容次第で、これまでとは異なる解釈が実務・通説となることもあり得ます。また、上記の①については、今後の実務の取扱いに大きな影響が発生することが予想されます。その代表的なものとしては、時効制度、保証、定型約款などが挙げられますが、売買契約や賃貸借契約などの典型契約についても規律が大きく変更となるものがあります。

いずれにしても、従来の規律が変更されている箇所は当然として、従前の規律からの変化は想定していないとされる箇所についても、その改正内容を十分に把握しておく必要があります。

4 本書の目標

ひとくちに不動産取引といってもその対象・内容は多岐にわたりますが、「取引」という以上は契約の問題や契約に基づいて発生する債権の問題を避けて通ることはできず、今回の改正による影響は重大といつてよいでしょう。

本書は、不動産取引のうちでも典型的と思われる売買契約及び賃貸借契約に関わる現行民法の内容について簡潔に解説を行うとともに、項目により、現行民法下での使用を想定した参考書式ないし参考記載例も併せ提示することも試みました。

(稲村晃伸・伊藤美香)

② 任意法規と平成29年民法改正 (いわゆる債権法改正)



1 任意規定とは何か

任意規定とは、法律の規定のうち、当事者間の法律関係について当事者が決めていない場合に備えて、その標準的な定めをする規定のことで、当事者の別の合意による定めを許容するものであり、当事者の合意があると適用が排除される規定をいいます。これに対して、当事者に対し当事者の意思に関わりなくそれに従うことを強制する定めのことを強行規定といいます。民法では、公序良俗に反する法律行為を無効とする90条が強行規定の代表例ですが、本書で取り上げるような契約に関する規定のほとんどは任意規定であるといえます。

2 任意規定の機能

では、任意法規にはどのような働きがあるのでしょうか。

(1) 合意を補充する機能

私法の世界では、当事者間の合意によって作り出された規範が当事者間によって法的拘束力を有することになります。しかし、合意の内容が契約の解釈を通じても確定できない場合、問題となっている事項を内容とする任意規定が存在すれば、これが当事者間に適用され、合意を補充する機能を営みます。

(2) 消費者契約法による規制

事業者と消費者の間で締結される消費者契約においては、事業者と消費者の間の情報格差・交渉力格差が存在するため、事業者が免責条項や責任制限条項など、事業者にとって一方的に有利になる条項を契約内

容に設けて、消費者の利益を害することが少なくありません。そこで、消費者契約法は、同法8条で免責条項・責任制限条項が無効となる場合を列挙するとともに、それ以外のものについて同法10条で、任意規定の適用に比較して消費者の権利を制限または消費者に義務を加重する条項を無効としています。

なお、この点に関連して、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は旧消費者契約法8条1項5号を削除するとともに、同条2項を新設して、第1項が適用除外となる場合を定めています。

●消費者契約法●

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第8条

1 (1号～4号 省略。5号は削除)

2 前項第1号又は第2号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき。）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときに、当該事業者が履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の

内容に適合しないときに、当該他の事業者が、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことにより当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、又は履行の追完をする責任を負うこととされている場合

3 平成29年民法改正と任意規定

このように、平成29年に改正された現行民法の規定のうち、契約に関わるものの多くは任意規定ですから、当事者間の契約によってこれと異なる内容の条項を置くことは可能です。しかし、上述のとおり、任意規定に反する場合が無効となることがあることに注意すべきです。また、任意規定には、国家によって公正かつ合理的と考えられた権利・義務の分配に関する提案が含まれ、社会に対する一定の「秩序づけ機能」、「指導形像機能」があるとする見解もあります（河上正二「任意法の指導形像機能について」NBL1128号（商事法務、2018年）54頁）。そこで、任意規定を特約によって修正するとしても、その修正は、当事者間の利益のバランスに配慮し慎重に行うべきでしょう。

（稲村晃伸）

第 I 章 売 買

1

売買契約総論

① 売主の義務



1 契約の内容に適合した物の引渡義務

民法では、売主が「契約の内容に適合」した物、権利を引き渡す義務を負っていることを前提とする規定（民法562条1項、565条等）が置かれており、これは不動産取引についても同様に当てはまります。したがって、売主は、契約の内容に適合した物の引渡義務を負っている、と理解することができます。

そうすると、売主にはどのような物を引き渡すべき義務が課されているのか、契約において何を合意したかが分からなければ不明確になってしまいます。これは売主の債務不履行責任（損害賠償責任）の有無の判断にも関係するため、契約内容が重要であることは明らかです。

● 民 法 ●

（買主の追完請求権）

第562条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をするこ

とができる。

- 2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

2 売主の義務の明確化の重要性

民法上、売主としての義務を問題なく履行していると主張できるようにするためには、上述のとおり売主の義務を明確化すべきであり、不動産取引であれば、契約書や重要事項説明書等に物件情報をできる限り詳細に盛り込むことが重要になってきます。このようにすれば合意内容が明確になりますのでトラブル回避になりますし、売主としてはまさに契約内容に適合した物を引き渡しており、義務を履行しているとの裁判所の認定判断を得やすくなるものと考えられます。このことは他方で、契約書等に盛り込む物件情報に誤りがいないか、正確な情報の把握と書類に誤記等がないかの確認には留意すべきであることも示唆しますので、物件の現地確認の重要性は認識すべきです。

ここで、次のような疑問をお持ちの方がいるかもしれません。「契約書に詳細に書き過ぎると、売主の義務違反とされる余地が大きくなって、むしろ売主に不利なのではないか？」という疑問です。

このような疑問には確かに一理あり、物件情報が充実すればするほど契約書等に明示されている内容に反する余地は大きくなるといえます。しかし、売主に課されているのは契約の内容に適合した物を引き渡す義務なので、仮に問題のある物件でもそれが契約書等に明示されて合意されていれば、売主に義務違反があるとは判断されません。無論、一から百まですべての情報を契約書等の書類に盛り込むことは技術上も実際上も難しいのですが、契約で合意された内容について情報が多ければ多いほど、明示されていない点についても「契約解釈」による補充が容易となり、合理的な契約解釈により当事者間に合意があった売買目的物とはどのようなものであるか、売主の義務の範囲が明確化される結果、売主

の責任について予見可能性が高まることが期待できます。

3 売主の賠償責任の範囲

例えば土壤汚染のある土地 A を売買する場合に、互いに土壤汚染の事実を知っていたのであれば別ですが、そうでなければ何か特別の事情がない限り、売主は「土壤汚染がない土地である A」を引き渡すことが合意されたと考えるのが合理的ですから、土壤汚染のある土地 A を引き渡したならば、売主には債務不履行（契約違反）があると判断されます。この場合、土壤汚染の対策費用のほか土壤汚染がなければ買主が得られたであろう利益等も損害として賠償範囲に含まれます。仮に、買主が転売先を見つけていて、差額1,000万円の利益を得られる予定だったのに土壤汚染発覚により転売ができなくなった場合、土壤汚染の対策費用等に加えて転売利益1,000万円も賠償対象になりえます。

4 現状有姿売買

中古住宅の売買の場合、「現状有姿のまま引き渡す」などという特約が定められることが通例です。旧民法における瑕疵担保責任の規定はいわゆる任意規定ですので、その免責規定も有効ですが、現状有姿取引の特約は免責規定と同義とは考えられていませんでした。これと同様に、民法下においても現状有姿取引の特約を付したとしても直ちには売主の債務不履行責任を免責する条項にはならないと考えられます。その理由は以下のとおりです。

現状有姿取引の特約を付しても、それと同時に目的物の性状について当事者間で合意をすることは可能です。そうすると、たとえ現状有姿であっても当事者が想定していた性状を欠いている、つまり契約内容に適合しない物であったということが生じ得ます。この場合には、現状有姿取引の特約は、単に売主が売買目的物に手を加えないという約束をしたただけであって、売買目的物の性状に関する合意とは無関係であるから賠償責任には影響しないという契約解釈が可能だからです。現状有姿取引の特約に意味がないわけではありませんが、売主の債務不履行責任を免

責する条項であると誤解しないよう留意が必要です。

5 契約不適合責任に関する対応

売主の契約不適合責任も旧民法における瑕疵担保責任と同様に任意規定と理解されていますから、免責規定を設けることが可能です。損害賠償額の予定をするという対応も考えられます。例えば、売買目的物である土地の品質が不明で、土壤汚染があるか否かについて不明であると契約書上に明記された場合に、次のような条項を設けることはどうでしょうか。

【条項例1】

本件土地に土壤汚染があることが判明した場合、売主はその土壤汚染によって買主に生じた損害を賠償する責任を負わない。

【条項例2】

本件土地に土壤汚染があることが判明した場合、売主はその土壤汚染によって買主に生じた損害を、1,000万円を上限として、賠償する責任を負う。

【条項例3】

本件土地に土壤汚染があることが判明した場合、売主は買主にに対し、1,000万円を賠償する責任を負う。ただし、買主に生じた損害額が1,000万円を下回ることを売主が立証した場合においては、この限りでない。

なお、上述例のように、品質不明で土壤汚染があるか否か不明であると契約書上に明記された場合において、土壤汚染があるか否か不明な土地を引き渡したのだから仮に土壤汚染があっても売主に債務不履行はないと判断されるかという点、必ずしもそうではないと考えられます。それは、品質の不明さについて売主には分からないということが示された

第I章 売 買

だけであって、あくまでも土壤汚染のない土地の売買が合意されたと解釈するのが合理的だからです。売主としてリスクヘッジをするなら、品質不明という明示だけでは不十分といえます。

(青木耕一・野村拓人)

●編著者一覧●

〔3訂版 不動産売買・賃貸借契約とモデル書式〕

■編集・執筆

稲村 晃伸 (いなむら てるのぶ)	北多摩いちょう法律事務所
上村 剛 (うえむら ごう)	東京丸の内法律事務所
寺崎 裕史 (てらさき ひろふみ)	関東法律事務所
長谷川 伸城 (はせがわ のぶしろ)	新麴町法律事務所
吉直 達法 (よしなお たつのり)	吉直法律事務所

■執 筆

朝比奈 和茂 (あさひな かずしげ)	朝比奈総合法律事務所
五十嵐 麻由 (いがらし まゆ)	弁護士法人高橋裕次郎法律事務所
池田 大介 (いけだ だいすけ)	池田・高井法律事務所
伊藤 美香 (いとう みか)	伊藤・高橋法律事務所
井上 杜太郎 (いのうえ そうたろう)	西新橋法律事務所
角田 智美 (かくた ともみ)	あかねくさ法律事務所
蔭山 枝里奈 (かげやま えりな)	弁護士法人リオ・パートナーズ
久保 俊之 (くぼ としゆき)	久保法律事務所
栗山 明久 (くりやま あきひさ)	名川・岡村法律事務所
小路 敏宗 (しょうじ としむね)	中央総合法律事務所
徐 靖 (じょ やすし)	松田総合法律事務所
高橋 辰三 (たかはし たつぞう)	アジアタム法律事務所
高松 志直 (たかまつ ゆきなお)	片岡総合法律事務所
田島 直明 (たしま なおあき)	ホライズンパートナーズ法律事務所
田中 貴一 (たなか よしかず)	片岡総合法律事務所
寺澤 春香 (てらさわ はるか)	金野志保はばたき法律事務所
富澤 章司 (とみざわ しょうじ)	セントラル法律事務所
西野 正昭 (にし の まさあき)	新麴町法律事務所
野村 拓人 (のむら たくと)	弁護士法人青木耕一法律事務所
瀨島 幸子 (はましま さちこ)	村田・加藤・小森法律事務所

稗田 さやか (ひえだ さやか)
藤間 崇史 (ふじま たかし)
本多 基記 (ほんだ もとのり)
増子 和毅 (ますこ かずき)
榎本 英晃 (ますもと ひであき)
吉田 大志 (よしだ たいし)

表参道総合法律事務所
大江・田中・大宅法律事務所
本多・森田・吉田法律会計事務所
シグマ麹町法律事務所
東京法律税務登記事務所
本多・森田・吉田法律会計事務所

【改訂版 改正民法 不動産売買・賃貸借契約とモデル書式】(令和2年2月)

■編集・執筆

稲村 見伸 (いなむら てるのぶ)
上村 剛 (うえむら ごう)
吉直 達法 (よしなお たつり)

岩田 修一 (いわた しゅういち)
横山 宗祐 (よこやま しゅうすけ)

■執筆

朝比奈 和茂 (あさひな かずしげ)
池田 大介 (いけだ だいすけ)
角田 智美 (かくた ともみ)
加藤 拓 (かとう たく)
小峯 健介 (こみね けんすけ)
徐 靖 (じょ やすし)
高松 志直 (たかまつ ゆきなお)
田中 貴一 (たなか よしかず)
富澤 章司 (とみざわ しょうじ)
野村 拓人 (のむら たくと)
濱島 幸子 (はましま さちこ)
稗田 さやか (ひえだ さやか)
本多 基記 (ほんだ もとのり)
吉田 大志 (よしだ たいし)

五十嵐 麻山 (いがらし まゆ)
大原 義隆 (おおはら よしたか)
藤山 枝里奈 (かげやま えりな)
後藤 大 (ごとう だい)
小路 敏宗 (しょうじ としむね)
高橋 辰三 (たかはし たつぞう)
田島 直明 (たしま なおあき)
寺澤 春香 (てらさわ はるか)
西野 正昭 (にし の まさあき)
長谷川 伸城 (はせがわ のぶしろ)
濱田 祥雄 (はまだ さちお)
藤間 崇史 (ふじま たかし)
森 詩絵里 (もり しえり)

「改正民法 不動産売買・賃貸借契約とモデル書式」(平成30年2月)

■編集・執筆

稲村 晃伸 (いなむら てるのぶ)
小松 達成 (こまつ たつなり)
廣畑 牧人 (ひろはた まきと)

岩田 修一 (いわた しゅういち)
小峯 健介 (こみね けんすけ)

■執 筆

青木 耕一 (あおき こういち)
岩田 真由美 (いわた まゆみ)
遠藤 啓之 (えんどう ひろゆき)
大橋 美香 (おおはし よしか)
後藤 大 (ごとう だい)
田中 貴一 (たなか よしかず)
野村 拓人 (のむら たくと)
稗田 さやか (ひえだ さやか)
吉直 達法 (よしなお たつなり)

伊藤 献 (いとう すすむ)
上村 剛 (うえむら ごう)
大植 幸平 (おおうえ こうへい)
角田 智美 (かくた ともみ)
高松 志直 (たかまつ ゆきなお)
田村 哲雄 (たむら てつお)
濱島 幸子 (はましま さちこ)
横山 宗祐 (よこやま しゅうすけ)